下水道事業課

下水道事業課の取り組み

総　　括

（１）令和３年度予算について

１）令和３年度予算の概要
２）令和３年度新規事項等の概要
３）主要な管渠の範囲を定める告示及び関連通知の改正について
４）他省庁の制度

（２）財政制度等審議会等における指摘事項について

（３）予算制度に関する変更点、留意点等について

１）社会資本整備総合交付金等における重点配分について
２）社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件について
３）下水道事業における費用効果分析マニュアルの主な改訂内容
４）公害財特法の失効に伴う経過措置について

（４）防災・減災、国土強靱化の取組の推進について

１）防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策
２）流域治水対策

（５）下水道法の改正に伴う事業計画の記載事項の変更（案）

（1）令和3年度予算について

1）令和3年度予算の概要

令和３年度下水道関係予算の基本的な方針について

下水道事業においては、

・「経済財政運営と改革の基本方針2020」（骨太の方針）、「成長戦略フォローアップ」、「国土強靭化基本計画」、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」
・「国民の安全・安心の確保」、「持続的な経済成長の実現」、「豊かで活力ある地方の形成と多核連携型の国づくり」（国土交通省の基本方針）
・「新下水道ビジョン」、「新下水道ビジョン加速戦略」、「下水道政策研究委員会 制度小委員会　報告書」

等を踏まえ、以下の施策を推進。

安全・安心の確保　―国土強靭化の推進―

浸水対策

- 令和2年7月豪雨、令和元年東日本台風等による浸水被害が頻発する中、**流域治水**の考え方も踏まえ、再度災害防止に加え事前防災の観点も含めた**ハード・ソフト一体的な浸水対策**を推進。
- 都市浸水対策の強化のため、**雨水管の交付対象範囲を拡大等**するとともに、**樋門等の自動化・無動力化・遠隔化**や**ポンプ場の耐水化**、**民間の雨水貯留浸透施設の整備**、再度災害防止のための**改良復旧**を推進。

・［公共］ 下水道浸水被害軽減総合事業の拡充
・［公共］ 雨水管の交付対象範囲の拡充等
・［公共］ 官民連携浸水対策下水道事業の創設
・［災害復旧］ 改良復旧事業の創設
・［行政経費］ 大規模水害時における広域的な災害対応についての調査経費
・［税制］ 浸水被害対策のため雨水貯留浸透施設の整備に係る特例措置【固定資産税】

地震・津波対策

- 東日本大震災や熊本地震、北海道胆振（いぶり）東部地震等で下水道施設の被害が発生する中、避難所対策や重要道路の機能確保等の観点からハード・ソフト一体的な地震対策を推進。
- 公衆衛生の強化の観点から、災害時の下水道機能の確保のため、**感染症拠点病院等に係る管渠等の耐震化**を推進。

・［公共］ 下水道総合地震対策事業の拡充
・［災害復旧］ 改良復旧事業の創設（再掲）

快適な生活環境・水環境の向上　―潤いのある地域づくり―

未普及対策

- 令和8年度末までの汚水処理施設の概成に向け、市町村毎のアクションプラン（平成29年度で全て策定済）に基づき**効率的かつ計画的な下水道整備**を重点的に支援。
- 過疎地域の下水道整備を支援するため、過疎法が延長された場合には、**都道府県代行制度を継続**。

・［公共］ 下水道における都道府県代行制度の継続

公共用水域の水質保全

- 閉鎖性水域における高度処理等、公共用水域の水質保全を推進するとともに、**合流式下水道**については**令和5年度における対策の完了**に向け、計画的な取組を推進。
- **AIを活用した雨天時浸入水量の予測及び最適な運転支援技術**の実証を行う。

・[B-DASH] 分流式下水道の雨天時浸入水量予測技術及び雨天時運転支援技術

下水道事業の持続・成長　―次世代を支える下水道の推進―

下水道リノベーション

- 処理場の統廃合や汚泥処理の集約化等にあわせて、下水道施設をエネルギー供給拠点・防災拠点など、地域の魅力あふれる施設に刷新する**下水道リノベーション**を推進。
- **紙オムツの下水道への受入に向けた社会実験**を実施。

・[行政経費] 紙オムツ受入による下水道施設への影響調査経費

老朽化対策

- 老朽化施設の増大に伴う事故発生や機能停止を未然に防止するため、施設の重要度等を踏まえた効率的な施設の点検・調査や、劣化度等を踏まえた計画的な修繕・改築等を行うストックマネジメントの取組を推進。

DX（デジタル・トランスフォーメーション）

- 人口減少、ストックの増大などの課題に対し、高度な施設管理を図るため、**ICT・AI等を活用した運転操作技術**や**施設情報・維持管理情報の共有システム**、**仕様の異なる下水道施設の広域管理システム**の開発等を行う。
- **汚水処理施設のデジタル化等の計画策定等への支援**を拡充。

・[B-DASH] ICTを活用した下水道施設広域管理システムの開発
・[B-DASH] AIを活用した水処理運転操作の最適化支援技術
・[公共] 下水道地域活力向上計画策定事業の拡充

広域化・共同化、PPP/PFI、収支構造の適正化

- 人口減少による使用料収入の減少や施設の老朽化、管理体制の脆弱化等の課題に対応するため、**汚水処理施設全体の広域化・共同化**、**PPP/PFI**、**収支構造の適正化**を推進。

・[B-DASH] ICTを活用した下水道施設広域管理システムの開発（再掲）
・[公共] 下水道地域活力向上計画策定事業の拡充（再掲）

水インフラ輸出の促進

- 下水道分野の国際展開を図るため、政府間会議の開催、対象国における法制度や基準等の整備支援、本邦技術の国際規格への組み入れ、**海外における実証試験**等を推進。

・[行政経費] 下水道分野の水ビジネス国際展開経費

下水道に関する令和３年度予算の規模・内訳

社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金

地方公共団体が行う社会資本整備について、基幹的な事業や関連する社会資本整備、効果を促進する事業等を一体的に支援する経費として計上。

また、防災・安全交付金により、「防災・安全」に対して重点的な支援を実施。下水道事業においては、主に①地震対策、②浸水対策、③老朽化対策、④合流改善対策を支援。

国費（単位：百万円）

	事業費			国費		
	令和3年度	対前年度倍率	前年度	令和3年度	対前年度倍率	前年度
社会資本整備	3,040,328	*0.98*	3,098,735	1,485,112	*0.98*	1,512,468
うち社会資本整備総合交付金	1,284,781	*0.87*	1,483,173	631,128	*0.87*	727,746
うち防災・安全交付金	1,755,547	*1.09*	1,614,562	853,984	*1.09*	784,722

※前年度予算額は、通常分であり、臨時・特別の措置を含まない。

※下水道事業に係る費用は、この内数。

下水道防災事業費補助、下水道事業費補助、下水道事業調査費等

計画的・集中的な浸水対策や国が自ら行う実証事業等を実施する予算を計上。

・下水道防災事業費補助：大規模な雨水処理施設の計画的な整備や適切な機能確保、河川事業と一体的に実施する事業への支援等

・下水道事業費補助　　：民間活力を活用し、下水道資源の利用等を推進するため民間事業者への直接支援等を行う事業や日本下水道事業団による代行事業

・下水道事業調査費　　：国が自ら行う技術実証事業等

国費（単位：百万円）

区分	令和3年度予算額		令和2年度予算額		対前年度倍率（国費）
	事業費	国費	事業費	国費	
下水道防災事業費補助	76,896	38,448	48,894	24,447	*1.57*
下水道事業費補助	2,686	1,465	2,674	1,465	*1.00*
下水道事業調査費等	3,746	3,746	3,746	3,746	*1.00*
合計	**83,328**	**43,659**	**55,315**	**29,659**	***1.47***

※四捨五入のため合計は一致しない場合がある。

2）令和3年度新規事項等の概要

①下水道浸水被害軽減総合事業の拡充

≪ 防災･安全交付金 ≫

背景

○内水氾濫による被害を軽減するため、雨水貯留施設の整備促進や省人化等により施設の適切な管理を行うための対策が急務である。
○さらに、ポンプ場等が浸水し機能停止する事象が頻発していることから、施設の耐水化が必要である。

概要

○下水道浸水被害軽減総合事業について、貯留･排水施設の規模によらず、樋門等の自動化･無動力化･遠隔化、ポンプ場の耐水化を交付対象に追加する。

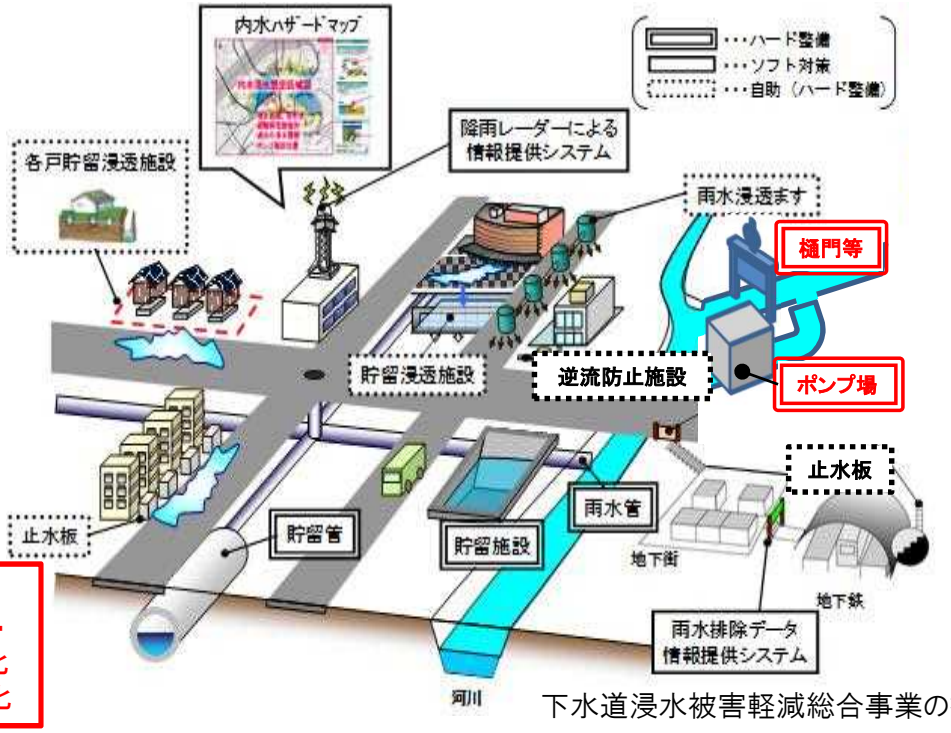

拡充内容
・樋門等の自動化・無動力化・遠隔化
・ポンプ場の耐水化

下水道浸水被害軽減総合事業の拡充イメージ

②雨水管の交付対象範囲の拡充等

≪ 社会資本整備総合交付金、防災･安全交付金 ≫

背景

○近年、集中豪雨の多発や都市化の進展に伴い、内水氾濫による被害リスクが増大しており、雨水管等の整備の加速化が必要である。

概要

○内水氾濫対策の加速化を図るため、雨水管に係る交付対象範囲を拡充する。
○今後の改築事業量を踏まえた重点化を図るため、汚水管の改築に係る交付対象範囲を見直す。

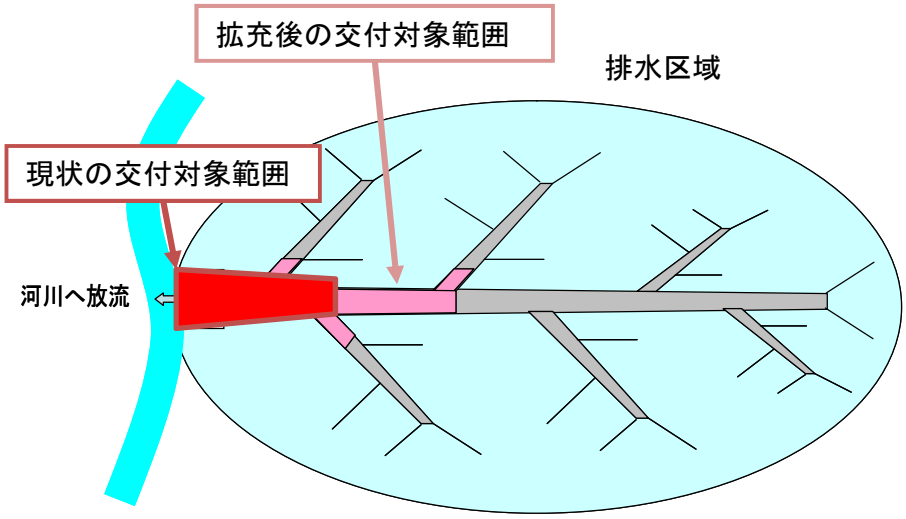

雨水管の交付対象範囲の拡充イメージ

③官民連携浸水対策下水道事業の創設

≪ 下水道防災事業費補助 ≫

背景

○近年甚大な水害が全国各地で頻発しており、今後、気候変動により更なる降雨量の増加や水害の頻発化・激甚化が懸念されている。
○都市機能が相当程度集積し、下水道の整備のみでは浸水被害の防止を図ることが困難である浸水被害対策区域(※)においては、流域治水の観点から、民間事業者等による雨水貯留浸透施設の整備促進を図る必要がある。

(※)下水道法第25条の2に基づき、地方公共団体が指定する区域

概要

○浸水被害対策区域内において公共下水道管理者等の認定を受けた民間の雨水貯留浸透施設の整備に対し、公共下水道管理者が費用の一部を負担する場合、国が民間事業者等を重点的に支援する制度を創設する(補助率1／2)。

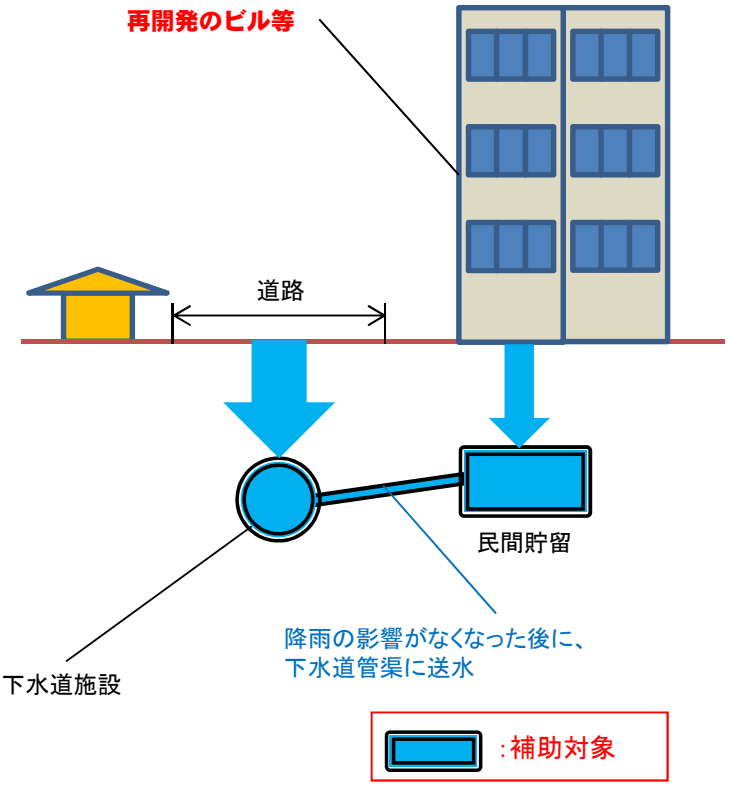

民間事業者等による雨水貯留浸透施設の整備イメージ

④改良復旧事業の創設

≪ 災害復旧等 ≫

背景

○下水道施設が被災した場合の災害復旧事業は、現状では原形復旧の範囲内に限られているが、災害の激甚・頻発化により、下水道施設の被災による社会的影響が顕著となり、再度災害防止を図る必要性が高まっている。

概要

○内水浸水により雨水ポンプ場の機能停止が生じた場合等、原形復旧に合わせて、再度災害防止のための機能増強等を行う改良復旧事業(災害関連事業)を創設する。

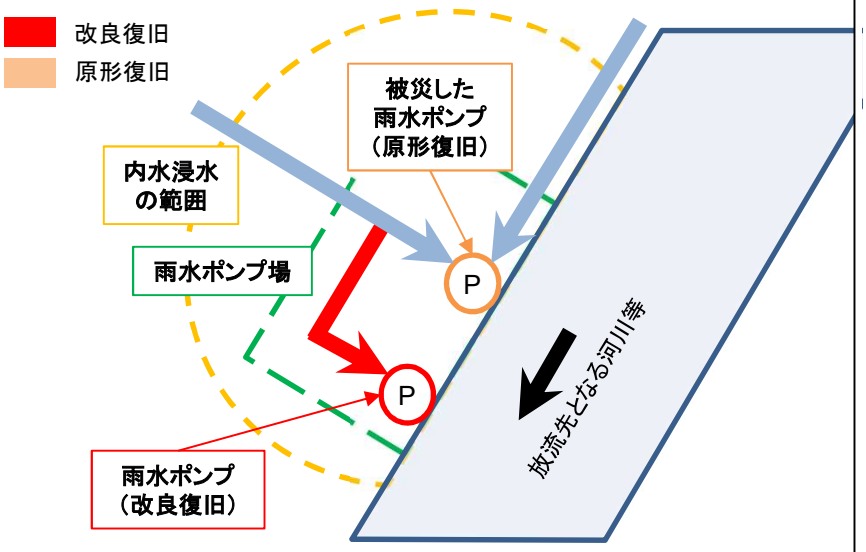

改良復旧事業による雨水排水施設の能力増強のイメージ

⑤下水道総合地震対策事業の拡充

≪ 防災･安全交付金 ≫

背景

○南海トラフ巨大地震等大規模地震の発生リスクが高まり、感染症との複合災害も懸念される中で、公衆衛生の強化のため、下水道施設の地震対策を早急に進める必要がある。

概要

○下水道総合地震対策事業について、感染症拠点病院等に係る管渠等の耐震化を交付対象に追加する。

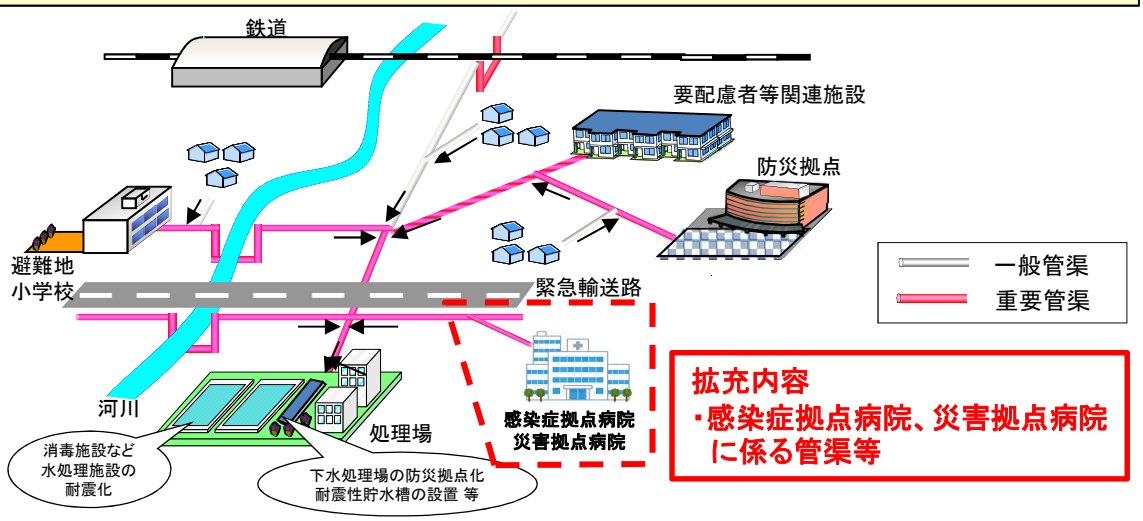

下水道総合地震対策事業の拡充イメージ

⑥下水道地域活力向上計画策定事業の拡充

≪ 社会資本整備総合交付金 ≫

背景

○汚水処理人口普及率の向上に伴い、増大するストックを効率的に管理するために、汚水処理施設全体での維持管理情報のデジタル化･統合化を進め、PPP/PFI、広域化を加速する必要がある。

概要

○下水道地域活力向上計画策定事業について、下水道におけるPPP/PFI手法やデジタル化を含む計画策定に加え、当該計画策定に伴う調査を交付対象に追加するとともに、支援対象施設を他の汚水処理施設（下水道と一体的に実施する場合に限る。）に拡充する。

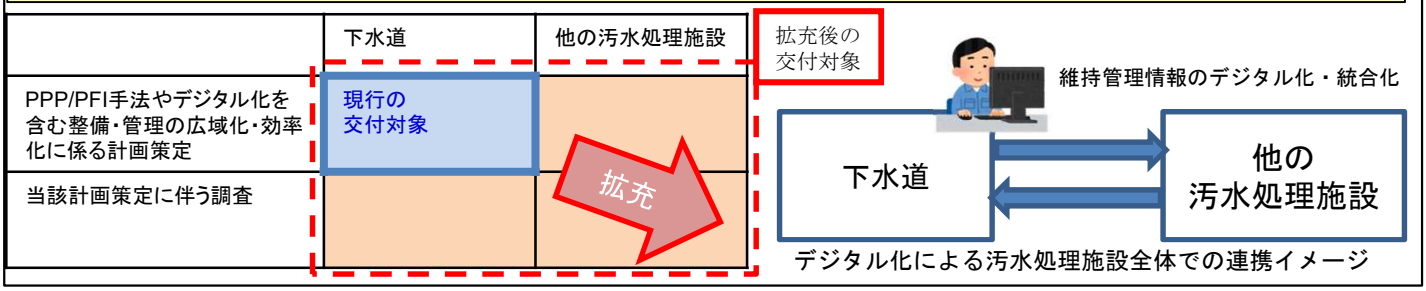

デジタル化による汚水処理施設全体での連携イメージ

⑦下水道における都道府県代行制度の継続

≪ 社会資本整備総合交付金 ≫

背景

○過疎市町村では財政力･技術力等が十分でなく下水道の整備がなかなか進まない状況にある。
○「過疎地域自立促進特別措置法」による、公共下水道の整備を過疎市町村にかわり都道府県が行う「都道府県代行制度」が、令和2年度末に終了する。

概要

○「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」の成立に伴い、都道府県代行制度を継続する。
○代行の対象範囲：幹線管渠、終末処理場及びポンプ施設の設置

３）主要な管渠の範囲を定める告示及び関連通知の改正について

１．背景

令和元年秋の財政審（R2.10）においては、下水道事業について、

・汚水処理について、「施設ごとの公共性も踏まえ、使用料収入を適切に確保し、管渠等に係る公費投入を効率化」しつつ、

・地域の防災強化の観点からの雨水処理対策について、公費を重点化していくべきとの指摘があった。

これを受けた「令和２年度国土交通省・公共事業関係予算のポイント」(R2.12)（財務省作成）において、「汚水処理の管渠等に係る公費投入の効率化」として、

・「主要な管渠」の見直しにより、令和３年度以降、管渠の機能向上改築への補助を縮減

することとされたところ。

２．見直しの概要

上記指摘を受けて、主要な管渠を定める告示の別表を以下のとおり見直し。

＜雨水＞

・分流雨水については、都市浸水対策を推進する観点から、指定都市・一般市を対象に、補助対象範囲を拡充。

（※設置・改築ともに適用）

＜汚水・合流＞

・今後、増大が見込まれる改築需要に対応する観点から、分流汚水管及び合流管の改築に係る主要な管渠の別表を新設し、従前別表よりも補助対象範囲を縮小。

・ただし、ポンプ場の改築については、従前の別表（設置と同様）を適用可。

・なお、分流汚水及び合流式の設置については、改築以外の事業として従前の別表を維持。

・新設する改築別表は令和３年度予算より適用。ただし、経過措置として、令和２年度までに設計済みの工事については従前の別表を適用。

（※汚水管渠の単純改築については、従前より汚水処理施設整備が概成した団体においては国庫補助の対象外。）

３．運用上の留意事項

・告示第６項第１号の規定（いわゆる「弾力条項」）については、汚水管の新規整備を念頭に置いたものであることから、今後改築事業には適用しない。

・今回の告示改正にあわせて、告示の運用通知１．にて求めている、人口減少等を踏まえた全体計画の適正性について毎年度行う点検の内容を見直したので、しっかりと対応いただくようお願いする。

4）他省庁の制度

（総務省）緊急自然災害防止対策事業

○「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」と連携しつつ、地方が単独事業として実施する防災インフラの整備を推進するため、平成31年に創設された地方財政措置。
○3か年緊急対策後も地方公共団体が引き続き防災・減災、国土強靭化対策に取り組めるよう、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」に合わせて事業期間を5年間延長。
○流域治水対策に資するものとして、**下水道事業が対象事業に追加**。

【事業期間】　令和3年度～令和7年度

【地方財政措置】　充当率100%、交付税措置率70%

【対象事業】「緊急自然災害防止対策事業計画」に基づき実施される地方単独事業

【下水道における対象施設】
① 雨水公共下水道及び都市下水路に係るポンプ場、樋門・樋管、雨水貯留浸透施設、管きょ等の施設
② 公共下水道に係るポンプ場（雨水に係るものに限る。）、樋門・樋管、雨水貯留浸透施設

【参考】　令和3年度地方財政対策の概要（総務省資料）　P.10
（https://www.soumu.go.jp/main_content/000724573.pdf）

（内閣府）地方創生汚水処理施設整備推進交付金

○平成28年4月の地域再生法改正により、内閣府に「まち・ひと・しごと創生交付金」（地方創生推進交付金）及びその一部として**「地方創生汚水処理施設整備推進交付金」**が創設、汚水処理施設の整備を推進。
○地域再生法に基づき認定を受けた地域再生計画に記載された、公共下水道、集落排水施設、浄化槽のうち2以上の施設の総合的な整備を支援。

【交付期間】 地域再生計画に基づき対象施設の整備を実施する年度から起算して、原則5年以内

【交付限度額】
交付限度額＝公共下水道の交付限度額＋農業集落排水施設の交付限度額
＋漁業集落排水施設の交付限度額＋浄化槽の交付限度額
公共下水道の交付限度額＝通常の国庫補助割合

【参考】　地方創生推進交付金（まち・ひと・しごと創生交付金）（内閣府HP）
（https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/souseikoufukin.html）

（2） 財政制度等審議会等における指摘事項について

財政制度等審議会財政制度分科会歳出改革部会 ＜秋の財政審＞（R2.10.19）

・下水道においては、中小都市を中心に台帳や維持管理データ（点検、改築、修繕等の記録）のデジタル化が遅れている。一方、民間企業が包括的に維持管理を行うにあたり、施設の維持管理情報は不可欠。

・同じく排水施設である農業集落排水や漁業集落排水とも連携し、維持管理情報のデジタル化・統合化を進め、これを活用した①PPP/PFI、②運営の広域化、③新技術導入を加速すべき。

財政制度等審議会財政制度分科会【地方財政】＜秋の財政審＞（R2.11.2）

・公営企業は「独立採算制」を基本としつつ、下水道事業については「雨水処理は公費負担、汚水処理は使用料収入で賄う」という原則に立って、全体の制度が構築。

・雨水処理費：汚水処理費の割合は、（設備更新などを中心とする）資本費ではおおむね1:3（公営企業決算値）となっており、原則に従えば、繰出金：使用料収入の割合も1：3が基準。

・一方、実際の繰出基準は、下水道の方式や区域内の人口密度に応じて 30%～70%に設定されている（平成 18 年度以降不変）。分流式下水道の環境面等での優位性を考慮しても、「雨水公費・汚水私費」の原則に照らし、公費負担の割合が現在でも適切か検証する必要。

・さらに、各地方公共団体が独自の判断で行う基準外の繰出も、毎年 0.3 兆円程度発生。

・汚水1単位当たりの汚水処理に要する費用は、処理区域内人口が多いほど低下。広域化・共同化を着実に進め「規模の経済」を機能させることで、使用料で汚水処理費用を賄えるように経営改革し、受益と負担の対応関係を明確化していくべき。

・　人口減少下においては、事業を持続可能なものにするには定期的な使用料改定と、利用者からの納得を得られるだけの合理的な経営が不可欠だが、小規模地方公共団体において依然公営企業会計の導入が進んでいない傾向。公営企業会計の適用を引き続き促進することで、公営企業経営の見える化を徹底していくべき。

行政事業レビュー秋の年次公開検証 ＜秋のレビュー＞（R2.12.9）

・都道府県構想、広域化・共同化計画、PFI・コンセッションについて、優良事例・成功事例を横展開し、他の地方公共団体でも成功できるよう、国交省としても強力に推進し、事業の効率化に努めるべきである。

・持続可能な汚水処理の運営を実現するため、都道府県構想の見直し結果を踏まえ、広域化・共同化計画及び民間活用でどの程度事業の効率化に取り組まなければならないか、国としてのビジョンを示すべきである。それと併せて、広域化や民間活用を通じた事業の効率化や、適正な下水道使用料の設定に取り組む地方公共団体に対する交付金の重点配分を行うなど、インセンティブを高める方策を講じるべきである。

・社会資本整備総合交付金の趣旨を踏まえ、都道府県構想に裏付けられた未普及対策への支援は残しつつも、老朽化に関する単純改築を対象とすべきかなど、見直しを進めるべきである。また、汚水管改築に対する国費補助を段階的に縮小するなど、持続可能なインフラ維持管理を促す観点から、財政的なインセンティブの適正化を講じるべきである。

（3） 予算制度に関する変更点・留意点について

1）社会資本整備総合交付金等における重点配分について

国土交通省では、優先的に取り組むべき事業に対する支援を強化するため、平成 28 年度から重点配分の対象となる事業を明確化するとともに、重点配分の対象となる事業のみで構成される整備計画に対しては、重点的な予算措置を実施している。

令和２年度に新たな交付要件として追加した「使用料改定の必要性の検討に係る要件化」に対応し、令和３年度予算においては、経費回収率の向上に向けて使用料改定等に取り組んでいない場合には重点配分の対象外となる旨、注釈として追記している。

以下の項目に該当する事業については、引き続き積極的に重点配分の対象となる整備計画の策定を図られたい。

▼下水道事業における重点配分項目（**下線部**：令和3年度予算における見直し項目）

【社会資本整備総合交付金】

①アクションプランに基づく下水道未普及対策事業（汚水処理施設整備が概成※1していない団体に限る）

②PPP/PFI、下水汚泥のエネルギー利用、広域化・共同化の取組を推進するため追加的に必要となる※2 下水道事業

（注）公営企業会計を適用した地方公共団体においては、以下のいずれにも該当しないことを要件とする。

①経費回収率の向上に向けたロードマップに定めた業績目標を達成できない場合。

②令和 7 年度以降、供用開始後 30 年以上経過しているにも関わらず、使用料単価が 150 円/m3 未満であり、かつ経費回収率が 80%未満であり、かつ 15 年以上使用料改定を行っていない場合。

【防災・安全交付金】

①各地方公共団体が定める下水道事業計画に基づく雨水対策事業

②国民の安全・安心の確保に向けた以下の取組を推進するため追加的に必要となる※2 下水道事業

- 南海トラフ地震・首都直下地震の対象地域における重要施設（揚水・沈殿・消毒施設、管理棟、下水道総合地震計画に位置づけられている管渠）の地震対策
- 下水道総合地震対策事業（国土強靭化地域計画に基づき実施するもの又はマンホールトイレ整備を含むものに限る）
- 下水道施設の耐水化・非常用電源確保（津波対策を含む）

※1 市町村毎の汚水処理人口普及率（最新の公表値）が 95%以上の団体とする。
（流域下水道・事務組合等の場合、当該流域・団体内のすべての自治体で汚水処理人口普及率が 95%以上の場合概成として扱う）

※2 PPP/PFI、地震対策等でも汚水の改築の性格があるものは対象から除外
（PPP/PFI で実施する処理場の改築、耐震で実施の管更生 等）

2）社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件について

令和3年度は新たな交付要件を設けていない。

なお、本要件の詳細については、「社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件等の運用について」（令和 2 年 3 月 31 日 国水下事第 56 号）を確認されたい。

「社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての検討要件化等の運用について（R2.3.31）」における内容

（1） 下水処理場の改築におけるコンセッション方式導入検討の要件化

人口20万人以上の地方公共団体において、下水処理場における施設の改築事業（工事契約1件あたりの概算事業費が10億円以上と見込まれるもの。）を実施する際、コンセッション方式導入の検討を行うことを要件化。

（2） 下水処理場の改築における当該処理場の統廃合に係る検討の要件化

すべての地方公共団体において、下水処理場における施設の改築事業（工事契約1件あたりの概算事業費が10億円以上と見込まれるもの。なお、都道府県構想及びアクションプランの見直しが完了している地方公共団体は3億円を超える事業。）を実施する際、当該処理場を廃止し、近接する他の処理場と統合する場合について、経済性比較を前提とした検討を行うことを要件化。

（3） 汚泥有効利用施設の新設にあたっての PPP/PFI 手法の導入原則化

人口20万人以上の地方公共団体において、汚泥有効利用施設（消化ガス発電施設、固形燃料化施設、肥料化施設等）の新設事業（工事契約1件あたりの概算事業費が10億円以上と見込まれるものに限る。）を実施する際、PPP/PFI 手法（コンセッション、PFI、DBO、DB 等）の導入を原則化。

（4）「広域化・共同化計画」の策定に係る要件化

「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について」（平成30年1月17日国水下事第56号）により要請している「広域化・共同化計画※」の策定に向け、平成 30 年度中に少なくとも一度以上、管内すべての市町村が参画する検討の場を設けるとともに、令和 4 年度末までに計画を策定することを要件化。

※「広域化・共同化計画」については、「〇事業マネジメント推進室（3）」にて詳述。

（5） 公営企業会計の適用に係る要件化

人口3万人以上の地方公共団体においては、令和2年度以降の予算・決算が公営企業会計に基づくものに移行していること、人口3万人未満の地方公共団体においては、令和6年度以降の予算・決算が公営企業会計に基づくものに移行していることを要件化。

（6） 使用料改定の必要性の検討に係る要件化

公営企業会計の導入済の地方公共団体において、少なくとも5年に1回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行い、経費回収率の向上に向けたロードマップを策定し、国土交通省に提出することを要件化。

（7） 下水道施設における新設・増設・改築にあたっての新技術導入検討要件化

すべての地方公共団体において、下水道革新的技術実証事業（B-DASH プロジェクト）における実証技術の導入が可能な施設の新設・増設・改築（原則として概算事業費 3 億円以上）を行うにあたっては、予め実証技術の導入に係る検討を行うことを交付要件化。

・ （1）及び（2）については、該当事業の詳細設計に着手する前年度の3月末日までに、（7）については該当事業の建設工事に着手する前年度の3月末日までに、検討結果を地方整備局等経由で国土交通省下水道部まで報告することとしているため、遺漏無きよう取り計らわれたい。

3）下水道事業における費用効果分析マニュアルの主な改定内容

1．改定の背景

令和 2 年度に、治水経済調査マニュアルが改定されたこと等を踏まえて、以下のとおり下水道の費用効果分析マニュアルについて改定を行いました。

2．改定の概要

①治水経済調査マニュアルの改定にあわせた改定

1）近年の水害データをもとに被害率等を更新

・過去 30 年（昭和 62 年から平成 28 年）までのデータを用いて、近年の水害の実態に即した被害率等に更新。

2）近年の水害被害実態に基づくより確からしい算定方法への見直し

・農地については、治水経済調査マニュアルに則り、率計上ではなく、単位面積あたり被害額を使用。

・公共土木施設被害については、全水害要因を対象として、過去 30 年のデータによる被害率に更新。

3）新たな便益項目の追加

・治水経済調査マニュアルに則り、水害廃棄物の処理費用をマニュアルに追加。

②その他の改定

1）消費税の運用を統一

・費用便益分析にあたり、消費税については原則控除すべき旨を記載。

2）便益計上の対象とするべき降雨確率の規模の統一

・統一的に様々な事業を評価する観点から、原則統一的に 1/50 までの便益を計上する旨を記載。

・あわせて、計画降雨が既往最大降雨を対象としているなどの事情により、1/50 までの便益では妥当な評価ができないケースでは、1/100 等の便益を計上することも可能とする旨を追記。

3）浸水実績等をもとに便益を算出する簡易的方法を更新

・過去の浸水実績や雨水管理総合計画策定ガイドライン（案）に基づく簡易シミュレーション等に基づき便益を簡易的に算出する方法について、適用条件等の記載を充実。

4）CVM による便益算定の際の留意点を追記

・CVM による便益算定について、マニュアルに記載されている事例を引用する場合には、適用条件が類似しているか等確認する旨を追記。

4）公害財特法の失効に伴う経過措置について

○「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（昭和46 年法律第70 号。以下「公害財特法」という。）のが**令和2年度末で失効**。
○公害財特法失効に伴う影響等に対する措置として、**失効後一定期間、下記のとおり財政措置**が講じられる。

1. 対象団体
公害財特法の失効後において、以下の要件に該当する地方公共団体を対象団体とする。

○失効前の公害財特法に基づく公害防止対策事業計画についての環境大臣の同意基準（「公害防止対策事業計画の同意基準」（平成23 年12 月決定）を満たす地方公共団体

2. 対象事業
過去に実施した公害防止対策事業と同種かつ一体性がある事業を対象事業とする。

3. 財政措置の内容
○公共下水道及び流域下水道の設置及び改築の事業
特定公共下水道の設置及び改築の事業並びに公共下水道等における処理場、ポンプ場及び管路施設の供用開始後25 年を経過したものに係る事業で、下水の処理量の増大又は放流水の水質の改善に資さないものを除く。

○地方財政措置
経過措置のための事業計画に基づき実施する事業の地方負担について、下水道事業債（旧公害防止対策事業分）（充当率100%）を充当し、その元利償還金の50%に相当する額を基準財政需要額に算入する。

4. 措置期間
令和3年度から令和7年度まで

5. 事業計画の提出及び確認等に係る手続き
地方公共団体は、令和4年度以降の事業見込みを含めて経過措置のための事業計画を作成し、地方整備局等の確認を経て、総務省自治財政局調整課担当者宛にメールにて提出することとする。
※次年度以降も継続して事業を実施する場合は、毎年度、国土交通省と事前に協議が必要。

○提出期限
令和3年度：5月7日（金）
令和4年度～令和7年度：毎年度5月上旬予定

（4）防災・減災、国土強靭化の取組の推進について

1）防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策

（令和2年12月11日閣議決定）

○気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害や切迫する大規模地震、また、メンテナンスに係るトータルコストの増大のみならず、社会経済システムを機能不全に陥らせるおそれのあるインフラの老朽化から、国民の生命・財産を守り、社会の重要な機能を維持することができるよう、防災・減災、国土強靭化の取組の加速化・深化を図るため、

・激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策
・予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策
・国土強靭化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進

を柱として、重点的・集中的に123の対策を講ずる。

○対策の期間は令和3年度から令和7年度までの5年間とし、初年度については令和2年度第3次補正予算において措置する。

○本対策において下水道事業については、「流域治水対策」、「下水道施設の地震対策」、「下水道施設の老朽化対策」の3つの対策が位置付けられている。

5か年加速化対策（下水道関係）の一覧

対策名	対策内容	中長期的な数値目標	現状（R元年度）	5年後の達成目標（R7年度）
流域治水対策（下水道）	雨水排水施設等の整備により、近年浸水実績がある地区等において、再度災害を防止・軽減	浸水実績地区等（雨水排水施設の整備が必要な面積約390,000ha）における下水道による浸水対策達成率	約60%	約70%
下水道施設の地震対策	耐震化により、防災拠点や感染症対策病院等の重要施設に係る下水道管路や下水処理場等において、感染症の蔓延を防ぐために下水の溢水リスクを低減	重要施設に係る下水道管路（耐震化が必要な下水道管路約16,000km）の耐震化率	約52%	約64%
		重要施設に係る下水処理場等（耐震化が必要な下水処理場等約1,500箇所）の耐震化率	約38%	約54%
下水道施設の老朽化対策	老朽化した下水道管路を適切に維持管理・更新することで管路破損等による道路陥没事故等の発生を防止	計画的な点検調査を行った下水道管路で、緊急度Ⅰ判定となった管路（令和元年度時点：約400km）のうち、対策を完了した延長の割合	0%	100%

令和２年度第３次補正予算

Ⅱ．防災・減災、国土強靭化の推進など安全・安心の確保

1．防災・減災、国土強靭化の推進

○気候変動を見据えた府省庁・官民連携による「流域治水」等の推進

（下水道防災事業費補助）
国費　3,141百万円

気候変動の影響による災害の激甚化・頻発化に対応するため、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の考え方に基づき、ハード・ソフト一体の事前防災対策を加速化

○地域における防災・減災、国土強靭化の推進

（防災・安全交付金）
国費　492,508百万円の内数

地域における防災・減災、国土強靭化を推進するため、地方公共団体の取組について重点的な支援を実施。

2）流域治水対策

○気候変動による水害リスクの増大に備えるため、下水道・河川管理者に加え、あらゆる関係者により流域全体で行う治水（流域治水）への取組を推進。
○<u>ハード・ソフトの両面から浸水対策に取り組み</u>、安全で安心なまちづくりを実現。

あらゆる関係者が協働して行う「流域治水」

■新たな水災害対策の具体策(下水道関連の主要施策)
気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について　答申（令和2年7月）

1．計画・基準類の見直し
・気候変動による降雨量の増加を考慮した計画雨水量へ見直し

2．「流域治水」への転換
①氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
・河川事業との連携及び地下空間を活用した大規模な雨水貯留施設等の整備、個人・民間の雨水貯留浸透施設の活用や整備
・耐水化に係る技術的な基準を設定し、計画的に対策を推進
②被害対象を減少させるための対策
・重点的に整備を行う必要があると位置づけられた地区等における施設の新規整備や老朽化施設の適切な機能確保、樋門等の操作性の向上等による効果的な浸水被害の軽減
③被害の軽減・早期復旧・復興のための対策
・想定最大規模の内水浸水想定区域の早期指定及び指定対象外の下水道に係るハザード情報の公表
・多段的な浸水ハザード情報の作成・周知
・BCPの策定の推進
・関係者が連携し、既存の排水施設を活用した氾濫水の排水により浸水の早期解消を推進

流域治水プロジェクト

○国、都道府県、市町村等、流域のあらゆる関係者が協働して行う「流域治水」の全体像を分かりやすく示すため、水系ごとに下水道を含む対策をまとめたもの。
○本プロジェクトは、①様々な対策とその実施主体の見える化、②対策のロードマップの明示、③協議会によるあらゆる関係者と協働する体制の構築がポイント。
○全国109の一級水系、12の二級水系で策定・公表し、ハード・ソフト一体となった事前防災対策を一層加速化。

【ポイントその①】様々な対策とその実施主体を見える化

①氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
・堤防整備、河道掘削、ダム建設・再生、砂防関係施設や雨水排水網の整備　等

河道掘削
（石狩川水系、北海道開発局）

公園貯留施設整備
（名取川水系、仙台市）

用水路の事前水位低下による雨水貯留
（吉井川水系、岡山市）

②被害対象を減少させるための対策
・土地利用規制・誘導、止水板設置、不動産業界と連携した水害リスク情報提供　等

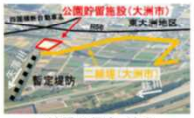

二線堤の保全・拡充
（肱川水系、大洲市）

災害危険区域設定
（久慈川水系、常陸太田市）

住宅地盤嵩上げに対する助成
（梯川水系、小松市）

③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策
・マイ・タイムラインの活用、危機管理型水位計、監視カメラの設置・増設　等

自主防災活動による畳堤設置
（揖保川水系、たつの市）

避難訓練の支援
（五ヶ瀬川水系、高千穂町）

公園等を活用した高台の整備
（庄内川水系、名古屋市）

【ポイントその②】対策のロードマップを示して連携を推進

＜ロードマップのイメージ＞

区分	主な対策内容	実施主体	工程 短期	工程 中期	工程 中長期
氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策	河道掘削	河川事務所、都道府県、市町村	→	→	→
	ため池等の活用	市町村	→	→	
被害対象を減少させるための対策	浸水リスクの低いエリアへの居住誘導	市町村	→	→	
	浸水防止板設置	市町村	→		
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	公園を利用した高台整備	市町村	→		
	地区タイムラインの作成	都道府県、市町村	→		

【ポイントその③】あらゆる関係者と協働する体制として協議会を設置

流域治水協議会開催の様子

・<u>全国109の一級水系全てにおいて、総勢2000を超える、国、都道府県、市町村、民間企業等の機関が参画</u>し、協議会を実施。
・<u>地方整備局に加え、地方農政局や森林管理局、地方気象台が協議会の構成員として参画</u>するなど、省庁横断的な取組として推進

【参考HP】https://www.mlit.go.jp/river/kasen/ryuiki_pro/index.html

（5）下水道法の改正に伴う事業計画の記載事項の変更（案）

〇今国会で「流域治水関連法案」について審議中。
〇法案が成立すれば、公布後6ヶ月を超えない範囲で、政令で定める日から施行。
〇法施行以降は、法改正に伴う新たな記載事項を事業計画に盛り込む必要があるので、事業計画の策定・変更を予定している地方公共団体は適宜ご相談願いたい。

1．主な変更事項

〇計画降雨の位置づけ

・過去の浸水被害のみならず、気候変動による将来の降雨量の増加などを考慮し、地域ごとの浸水リスクを踏まえ、事前防災の観点から下水道の整備により浸水被害の発生を防ぐべき目標として、事業計画に「計画降雨」を位置づけ（省令様式第2、3、15に新調書追加を想定）。

※計画降雨の位置づけについては義務ではないが、すでに雨水出水浸水想定区域を定めている地方公共団体は必須（法改正案第5条第3項）。

〇樋門、樋管の点検頻度

・樋門等の操作を安全かつ確実に実施し、浸水被害の発生を防止するため、河川等からの逆流を防止するために設けられた操作を伴う樋門等について、操作規則の策定を義務付け（法改正案第7条の2）

・これに伴い、樋門等の点検の頻度や方法などを事業計画に位置付けることを検討中（省令様式第2、3、15の吐口調書に追記することを想定）。

2．事業計画に位置付けるタイミング

法施行以降に、事業計画を策定・変更する際にこれらの事項を位置付ける必要がある。

3．その他

事業計画の様式等について、詳細が決まり次第、逐次情報提供させていただく予定。